

農地利用効率化等支援交付金 (令和7年8月大雨営農再開支援事業)

令和7年8月の大雨により被害を受けた、農産物の生産・加工等に必要な機械・施設等の修繕・再取得等を支援します。

1. 助成対象者

※ 農業用機械等の大雨による被災を証明する「り災証明書」が必要です。

地域計画の目標地図に位置付けられた者

(位置付けられることが確実であると本市が認める者を含みます。)

2. 支援内容

被災した農業用機械・施設等の修繕・再取得等に必要な費用を支援します。

補助率：7/10以内（内訳：国 3/10、県 2/10、市 2/10）

上限額：700万円（内訳：国費300万円、県費200万円、市費200万円）

※事業費が1,000万円を超える者であって、本市が必要と認める場合は、1,400万円。

※ 大雨により被害を受けた8月10日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。

※ 修繕、再取得した農業用機械等については、農機具共済、園芸施設共済、民間の保険等、気象災害等による被災に備えていただく必要があります。



冠水した機械の修繕



水没等により修理不能となった機械の再取得

<補足事項>

1. 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。
2. 事業費が50万円未満のものは対象となりません。
3. 被災した農業用機械よりも機能向上されたものの取得も可能です。

以下の書類の保管をお願いします。

- ① 機械等の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書類や写真
- ② 作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

3. 成果目標

助成対象者は、被災前の水準を上回る以下の【必須目標】(①)と【選択目標】(②～④から1つ以上)について数値目標を設定する必要があります。

【必須項目】① 付加価値額＝(収入総額－費用総額＋人件費)の拡大

【選択項目】

②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

4. 助成金の計算方法

助成金＝事業費×7/10

ただし、国費相当額の助成金の上限額は次のとおりとなりますのでご注意ください。

1 農業用機械等の修繕・再取得等(園芸施設共済の加入対象施設以外)の場合
次の(1)又は(2)のいずれか低い額が助成額上限となります。

(1) 事業費×3/10(国補助率)

(2) 事業費－(融資額＋県及び本市の上乗せ措置)

2 農業用ハウス等(園芸施設共済の加入対象施設)の場合

次の(1)から(3)のうち最も低い額が助成額の上限となります。

(1) 事業費×3/10(国補助率)

(2) (事業費×1/2)－(支払共済金(共済未加入者は※で算出した額)×1/2)

(3) 事業費－(融資額＋支払共済金＋県及び本市の上乗せ措置)

※ 事業費×被災施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現存率×8/10により算出した額。

5. 融資制度

自己負担分については融資制度を活用することもできますので、希望される場合は、融資機関へご相談ください。

○ 農業近代化資金(JA、民間融資機関)

当初5年間実質無利子、当初5年間保証料免除(激甚災害の場合)

○ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、農林漁業施設資金等(日本政策金融公庫)

当初5年間実質無利子(激甚災害の場合)

お問い合わせ先

最寄りの農業振興課、又は農業支援課にお問い合わせください。

北東部農業振興センター	農業振興課	096-272-1117
西南部農業振興センター	農業振興課	096-329-1158
農業支援課		096-328-2384

